

平成25年度 第2回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時： 平成25年11月26日（火）14：01～15：19

場所： 大和保健福祉センター 501会議室

委員： 鈴木会長、関水職務代理、板坂委員（欠席）、佐藤委員、内藤委員、春日委員、田村(桂)委員、
村元委員、伊藤委員、湯野川委員、田村(匡)委員（欠席）

事務局： 熱田課長、下野係長、民實係長、西澤、山田

会議次第

1. 開会

1. 課長より出席報告

2. 会長あいさつ

3. 課題

- (1) 障害者総合支援法の施行後の状況について
- (2) 障害者虐待防止法の施行後の状況について
- (3) 障害者総合支援法について（H26年4月1日施行分について）
- (4) 大和市障がい者福祉計画策定に係るスケジュールについて

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

- (1) 障害者総合支援法の施行後の状況について
- (2) 障害者虐待防止法の施行後の状況について

事務局： 大和市の障害者総合支援法・障害者虐待防止法について説明

(主な意見)

委員：(資料1) 障害者の範囲拡大の中で難病が増えたが、大和で該当者が何人くらいいるのか。

事務局： 難病と指定されている病気が130疾病ある中で、公費負担医療に該当するのが56疾病ある。130疾病全体について、市町村単位での統計がない状況である。56疾病については、公費負担医療としているため、神奈川県で市町村別の統計が出ていて、大和市では1200人程度とな

っている。ただし、1200人の中に、身体障害者手帳等の手帳の取得者が含まれているため、対象者は難病患者のみの人数ではない。

委員：難病患者のサービスについて、予算段階で居宅介護が5人、日常生活用具給付が2人であったのに、9月段階で日常生活用具給付が1人、下期利用予定として居宅介護1人、補装具支給が1人というのは、障害者手帳取得者と被るという理由からなのか、または周知の徹底がなされてなく、制度を知らない難病患者がいるという理由も考えられるのか。

事務局：広報等により周知していることと、56疾病の公費負担医療に係る難病患者については、保健福祉事務所より、公費負担医療の更新の際に周知するようにしている。

また、障害者総合支援法に係る場合、手帳を取得したほうが、税法上で有利であるなど、様々なメリットが出てくるため、障害者手帳取得が可能である難病対象者の方には、手帳を取得することをすすめている。

会長：他に意見はないか。

委員：(資料1.1)各団体に対する制度説明会等のところで、手をつなぐ育成会、やまねっと家族の会、グループ窓とあり、手をつなぐ育成会については把握しているが、他2つの団体がどのような団体であるのか。また、大和市で把握されている団体の数を教えてほしい。

事務局：団体の概要から説明すると、手をつなぐ育成会は知的障がい者の家族の会である。やまねっと家族の会は、旧地域作業所を主に実施している社会福祉法人のやまねっとの利用者の家族会であり、グループ窓は精神障がい者関係の家族会である。

その他に、ボランティア名が出ている団体や、今後説明会開催を予定している自閉症児者の親の会など、公式、非公式があり、様々なくくりがあるため、正式に把握していないが、10団体くらいは活動していると思う。ただし、全ての団体について市が把握しているわけではない。

委員：グループ窓は、精神障がい者のボランティアの会である。私たち精神障害者家族の会には、説明会の場がなかったように思うが、説明はあったのか。

事務局：制度説明についてだが、4月1日の法律施行時点で、具体的なところで大きな影響はないということから、広報やホームページを通じて周知したということである。

実際に説明会をした3つの団体については、団体からの要望があり、対応したという状況である。精神障害者家族の会からは、要望がなかったことから、説明会の場は設けていない。

委員：そのような説明会があると教えてもらえれば良かったと思う。

事務局：1つ訂正すると、精神障害者家族の会については、保健師が家族の会に出席した中で、簡単

ではあるが、法律の説明をした。

委員：(資料1.2) 障がい者団体への補助金の交付が1件とあるが、これはどういうものか。

事務局：この件の構成団体として、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、肢体不自由児者父母の会があり、市内で連合会を作っている。この連合会に対し、1件補助金を交付したということである。

委員：他に意見はあるか。

委員：(資料2) 障害者虐待防止法について、私は県児童相談所の職員であるので、児童虐待のイメージで話すため、ずれがあるかもしれないが、児童相談所では、重篤な虐待のケースの場合、有識者等の第三者委員で構成されている「児童福祉審議会」や「人権審査委員会」等で、審議や検証等を行うことになっている。障害者虐待の事例はH24年10月1日からH25年3月の間の数件ということだが、大和市では、障害者虐待防止センターで事例等を挙げて、審査をしたり、報告をするような場は確保されているのか。

事務局：児童虐待と障害者虐待は、法律が始まった歴史と実績も違うので、事例研究という形で話をする場を設けることは、現段階では考えていない。もちろん神奈川県に対しては、毎月報告を上げている。将来的には児童虐待と同じような形で、連絡会を設けることを考えているが、大和市に限らず、現状、県内でそのような動きはない。

会長：(資料1.3) 市民後見人について検討中ということだが、詳しく説明いただきたい。それと、虐待防止法について、虐待の累計と虐待があった場所、障害者種別が分かれば、教えてほしい。

事務局：市民後見人については、知的障がい者、高齢者、精神障がい者が増えていく中で、現状で後見人の数が不足するのではという懸念がある中で、様々な意見をもらっているところである。

現時点で、全国的に市民後見人を取り入れている市町村が少なく、取り入れている市町村でも、使い勝手が難しい要素もあると聞いている。

また、市民後見人だけでやっていくというのは難しく、そこでセットとなるのが、法人後見人である。社会福祉協議会等の法人後見が背景にある中で、市民後見人が動いていくということが、神奈川県の中で将来的に描かれているかと思う。

大和市においては、法人後見がまだ進んでいない状況であるが、社会福祉協議会が関心を持っていることもあり、神奈川県のような研修に、実際に参加していく中で、現状考えているところである。

事務局：虐待防止法の係る質問については、障害者種別が、知的障がい者が4件、精神障がい者が3件となっている。

会 長：他に質問、意見はあるか。

委 員：(資料1. 4) 意思疎通支援を行う者の養成について、手話奉仕員と手話通訳者の違いを教えてください。

事務局：手話奉仕員は、手話が初級の段階の方で、手話通訳者が上級の資格の方ということになる。ただし、基本的に手話奉仕員でも、行政の窓口対応をするレベルの方である。

委 員：現在、大和市に手話奉仕員は何人くらいいるのか。

事務局：手話奉仕員が何人登録されているかという数値を把握していないが、毎回20人から30人の申し込み定員上限の方々が講座を受講している。

手話通訳者については、神奈川県認定を受けるテスト受験者がいるので、その講座でも20人定員で受講しており、年間で県の検定を受ける方が、大和市から毎年1人から2人いる。そして最終的に、大和市で登録されることとなり、現在手話通訳者は17人いる。

会長：よろしいか。では、次の議題に入る。

資料2. 「障害者虐待防止法について」において、「7. 発生時対応」について、電話番号の記載が間違っていたため訂正させていただく。

誤：046-260-5618

正：046-263-1932

(3) 障害者総合支援法について (H26年4月1日施行分について)

事務局：障害者総合支援法 (H26年4月1日施行分について)、障害支援区分への見直しについて説明

会 長：H26年4月1日施行の障害者総合支援法については、この資料に加えて、さらに細かい部分が必要と思うが、まずは情報提供としてもらったということだと思う。

何か質問、意見等あるか。

委 員：障害支援区分の中で、行動障害という言葉が出てくるが、行動障害の定義は何であるのか教えてください。

事務局：定義という形では、国が示すものがないので答えられないが、実際の状況として、衝動的に走り出す、大声を出す、破壊行動に走るというようなことが、障害支援区分での評価対象となっている。

委員：行動障害の中には、精神が不安な方の場合、障がいの特性として、無気力で身の回りのことができないというのがあるが、そういうものは評価対象にはならないのか。

会長：おそらく対象にはならないように思う。

委員：では、専ら外に向かうような行動についてということか。

会長：そのように思う。いわゆる強度行動障害のようなものを指すのではないかと思うのだが、曖昧であるので、是非また情報提供をお願いしたい。

話は変わって質問するが、重度訪問介護の対象拡大についても大事なことと思う。

現在、重度の肢体不自由者が対象となっているが、利用者の数を教えてほしい。

また、行動障害者が重度の訪問介護の対象となった時に、実施してくれる事業所が市内にあるという見込みはあるのか。

事務局：現在、大和市での重度訪問介護の利用者は2人いる。

今、まさに意見をいただいたことが課題であり、いろいろな事業所をお願いをして、確保できるように動いているところである。

重度訪問介護の場合、1人の支援員が長時間にわたり拘束されることや、居宅介護の報酬と比べ、報酬の体系が低いことがある。そのような現状で、1人の人間を安い単価で長時間のサービスに従事させるということが、事業所としてメリットにならない部分がある等の構造上の問題を含んでいる。

また、知的障がい者や精神障がい者が対象となると、本人の障がい状況に応じた臨機応変な対応が求められることが想定されるため、対応スキルも課題である。

会長：この問題について、市内で積極的に働きかけをしていかないといけないと思う。制度が始まっても事業所がないというのは、避けなければいけないことであるし、専門性がかなり高い支援となることも考えると、どのように働きかけていくべきか、何か良い知恵はないだろうか。

委員：市内では、意識の高い事業所が多いということもあるし、自立支援センターでも発信していくということも可能だと思う。

事務局：先ほどの行動障害の定義は何かという質問について、行動障害、精神面等の調査項目で、行動障害のイメージがあまりつかないと思う。現在、厚労省が出している障害支援区分の調査項目案の中で、精神障がいにもつながるものとして、いくつか読み上げる。被害的、拒否的。同じ話をする。外出して戻らない。異食行動。自らを傷つける行為。躁鬱状態。集中力が続かない。というような形で34項目ある。

重度訪問介護の対象拡大については、様々な難しい特性を持っている障がい者に対し、対応できるかということでは、難しい問題であると思う。

会 長：重度訪問介護の対象拡大について、対応できる事業所を増やしていくことができるよう、何等かのインセンティブを考えるなど、報酬があまり良くないということで、大変であるにも関わらず、事業所にとってメリットがないというのは厳しい状況であると思うし、これを意気を感じてやってほしいというのは、福祉のしくみとして良くないと思う。このような意見があるということも含めて、是非検討をしていってもらいたい。

H26年4月からの新しい制度設計が示されたということについても、意見、質問などあるか。

委 員：ケアホーム、グループホームを一元化するのは、なぜか。

事務局：今後、障がい者の高齢化や重度化が進むことが背景にあり、介護が必要な障がい者のグループホーム新規入居やグループホーム入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれるため、地域における住まいの選択肢を更に拡大することや事務手続きの簡素化を目的として、一元化することを考えているということで、国から情報が入っている。

会 長：この時期にきても、まだ不確定な中で、市は作業を進めているところであるかと思うが、国の動向を見極めながら進行してもらいたい。また大きな変更があれば、情報提供をお願いしたい。

(4) 大和市障がい者福祉計画策定に係るスケジュールについて

事務局：大和市障がい者福祉計画策定に係るスケジュールについて説明

会 長：説明のあったスケジュールについて、いろいろな調整をしながら調査などを行い、ニーズをふまえての計画ということであるが、非常に混み入っており、やるべきことが多くあるようである。素案として示されたスケジュールについて、質問、意見、または提案などあるか。

会 長：調査規模としては、大和市障がい者福祉計画とほぼ同じくらいであるのか。

事務局：前回の計画時と同じくらいで、2,000人弱を予定している。

会 長：どこの団体に何うかなど、配慮するところではあると思うが、たくさんの声を集めていただきたい。

事務局：大和市の取り組みとして、サイレントマジョリティーの方の意見を積極的に聞くという方針もあり、障がい当事者のみならず、無作為抽出で一般の方に対しても、新たにアンケートという形でご協力を得ようと進めているところである。また、今回示したスケジュールについては、あくまでスケジュール案ということで、自立支援協議会の会長を含め、自立支援協議会の定例会の中でも、スケジュールの細かい点を調整していく。また、スケジュールには、3月に議会報告とあるが、障がい者福祉計画については正式な議会報告をする計画ではない。ただし、議員の方々に勘案説明と

いう形になると思うが、説明の機会を得られればという気持ちで、計画の策定をしている。

会 長：計画を進めていく中で、課題が見えてくるかもしれないし、様々な意見があると思うが、流れとしては、今までと変わらないスケジュールとのことである。

準備されていた議題の全ての説明があり、意見等もあったが、全体を通して何かあるかなければ、終了とする。事務局から今後の予定等を説明願いたい。

事務局：次回開催の日程については、2月頃を予定とする。

以上